

裁判所共済組合員の皆さまと ご家族のための自動車保険

団体扱自動車保険をご利用いただくと
現在のノンフリート等級による割増引に加えてさらに

団体扱割引率※1

30%
割引

さらに

月払でも

5%の
割増不要

もしくは

年払なら

5%の
割引※2

保険料が最大で**33.5%※3** 割引になります。



選べる4つの保険会社



損保ジャパン

MS&AD 三井住友海上



東京海上日動

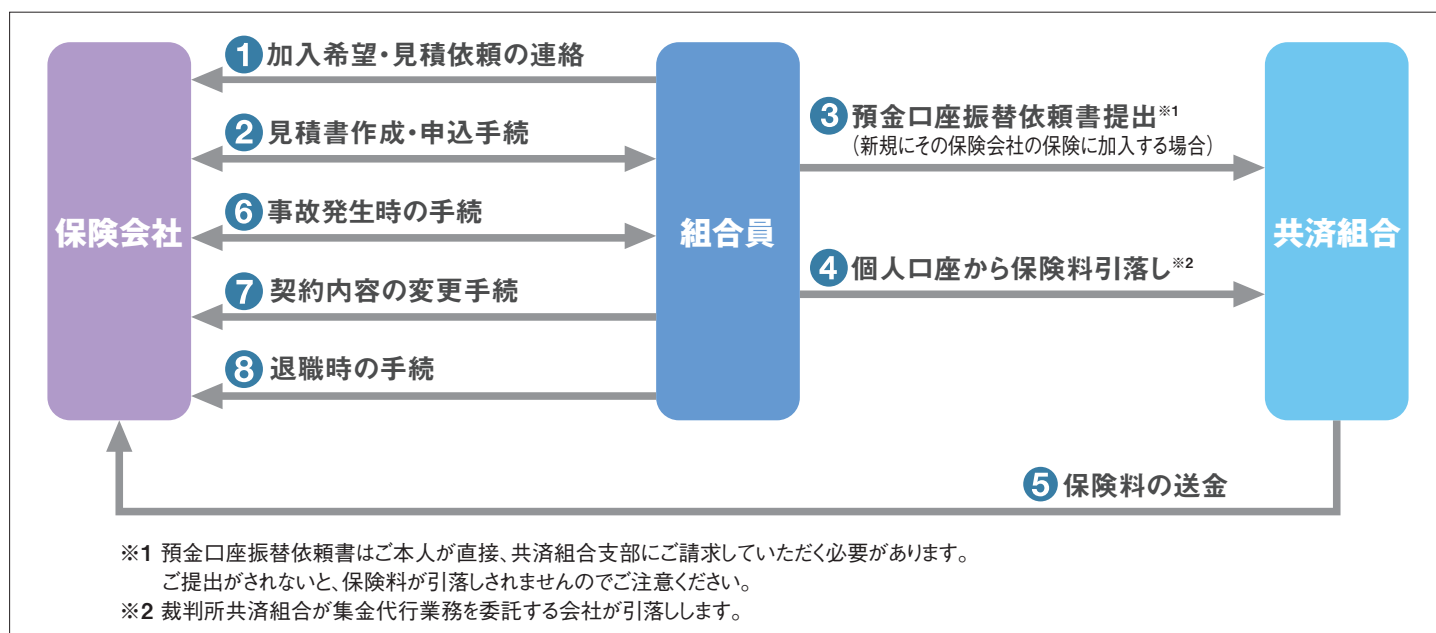
MS&AD

あいおいニッセイ同和損保

※1 2024年6月1日～2025年5月31日までの保険始期契約について団体扱割引30%が適用されます。団体扱割増引率は、裁判所共済組合団体扱保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年6月1日に見直され変動することがあります（団体扱割増引の名称等は、引受保険会社によって異なる場合があります。）。

※2 団体扱一括払による割引 ※3 保険会社によっては計算式が異なります

各種手続の流れ



新たに裁判所共済組合の団体扱自動車保険を契約する場合

1 加入希望・保険料見積依頼の連絡

組合員 → 保険会社

お客さまチェック



まずは、好きな保険会社にご連絡いただくか、別紙「裁判所共済組合団体扱自動車保険FAX見積依頼書」にご記入のうえ、各保険会社カスタマーセンターまでご連絡ください。

2 自動車保険の申込手続き

組合員 ↔ 保険会社

お客さまチェック



各保険会社の手続きに従って申込手続きを行ってください。ご契約にあたっては、団体扱保険の加入要件を満たしているかご確認ください。

ご加入の要件について

裁判所共済組合が団体扱での加入を認めた方であつ以下の要件をすべて満たす場合にご加入いただくことができます。

- (1) 契約者が裁判所または裁判所共済組合に勤務し毎月給与の支払いを受けている裁判所共済組合員であること。
(他省庁等への出向中や退職後はご加入いただけません。個人加入(一般契約)となります。)
- (2) 記名被保険者(お車を主に運転する方で、ノンフリート等級を継承される方)が契約者ご本人、ご契約者の配偶者(※)、ご契約者またはその配偶者の同居のご親族・別居の扶養親族のうちいずれかの方であること。
(※) 配偶者には内縁の相手方および同性のパートナーを含みます。以下、同様とします。
- (3) お車の所有者が契約者ご本人、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居のご親族・別居の扶養親族のうちいずれかの方であること。

3 預金口座振替依頼書の提出

組合員 → 共済組合

お客さまチェック



本制度の利用にあたっては、専用の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を共済組合支部にご提出ください。

共済組合各支部に備えつけられている専用の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」(以下「口座振替依頼書」)を契約者ご自身で取り寄せ、団体扱保険料控除用の契約者ご本人名義の口座等を記入し、共済組合支部にご提出ください。

これで、いったん申込手続は完了です。

口座振替依頼書の提出漏れがないか再度ご確認ください。
右ページ以降で契約手続き後の流れについてご説明していますので、そちらもあわせてご確認ください。

- 本制度は、裁判所共済組合が集金代行業務を委託する会社が組合員本人の個人口座から保険料を引落しする仕組みになっています。
- 本制度の利用にあたっては、共済組合支部に備え付けられている専用の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」(以下「口座振替依頼書」)を取り寄せ、団体扱保険料控除用のご本人名義の口座等を記入し、共済組合支部にご提出ください。
- 口座振替依頼書の記入にあたっては、特に以下の点にご注意ください。

①会社コード

加入する保険会社のコード(2桁)を記入ください。保険会社により会社コードが異なります。また、加入する保険会社を変更する場合にも、新たに口座振替依頼書の提出が必要になります。

<会社コード> 損保ジャパン 62 三井住友海上 63

東京海上日動 64 あいおいニッセイ同和損保 65

(2014年8月末までに旧日本興亜損保でご契約いただいた方で口座の変更等がある方は「61」と記載してご提出ください。)

②支部コード

所属する共済組合の支部コード(組合員証に記載されている3桁の記号番号)を記入ください。

③個人番号

組合員本人の職員番号の下8桁を記入ください。保険料引落しの際に必要な項目になりますので、間違いのないようご記入ください。ご自身の個人番号が不明の場合は、所属の共済組合支部までお問い合わせください。

- 保険料は、保険始期月の3か月後から、組合員指定の口座から毎月27日(休日の場合は翌営業日)に引落しさせていただきます。
- 口座振替依頼書を提出してから、口座設定までには約30営業日ほどかかりますので、お早めに共済組合支部にご提出ください。
- 口座振替依頼書の提出が遅れたり、提出をお忘れの場合、保険料の引落しができないため、保険料を集金させていただく場合があります。
- その他、口座振替制度に関しては、口座振替依頼書に添付されている「口座振替制度ご利用のしおり(裁判所共済組合用)」をご参照ください。

4

個人口座から保険料引落とし

組合員

共済組合

お客さまチェック



保険始期月の3か月後から保険料が引落としされますので、預金口座振替依頼書で指定した個人口座の残高をご確認ください。

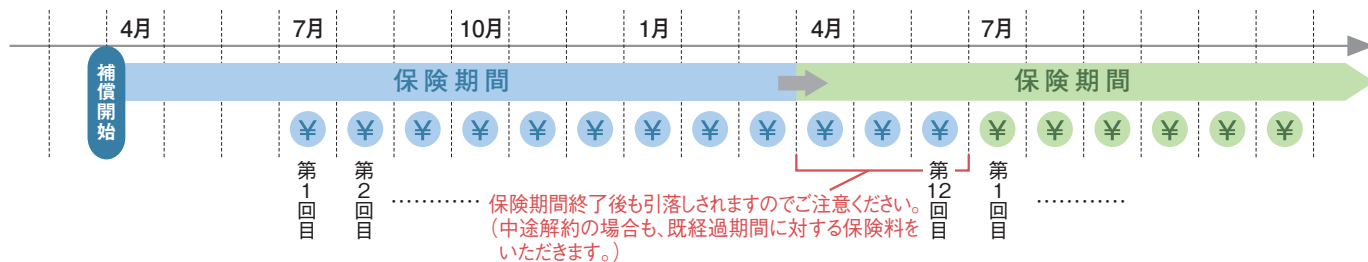
<万が一引落日に引落しできなかったときは>

残高不足や口座設定漏れなどの理由で予定されていた月に保険料が引落しできなかった場合の対応方法は各保険会社で異なります。翌月に引落口座に再請求する場合、お振込、現金での集金等が必要な場合があります。詳しくは加入している保険会社等までお問い合わせください。

月払のケース

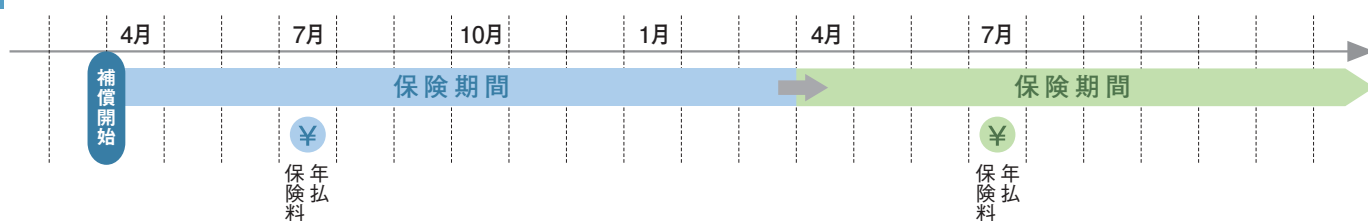
保険始期月の3か月後から第1回目の保険料引落し開始され、以降毎月引落しされます。

下記例では、7月から保険料引落し開始され、翌年6月が引落しの最終回目となります。



年払のケース

保険始期月の3か月後に年払保険料が引落とされます。



5

保険料の送金

共済組合

保険会社

お客さまチェック



集金代行会社によって引落としされた保険料は、共済組合がまとめて各保険会社に送金します。

(注) 残高不足や口座設定漏れなどの理由で保険料の引落しできなかった場合には、契約者から直接保険会社等に保険料をお振込みいただく場合があります。

その他のご留意点

- このパンフレットは、団体扱自動車保険制度の概要を説明したものです。割引名称や補償内容等は引受保険会社によって相違する場合があります。詳細につきましては、各保険会社までお問い合わせください。また、補償内容等につきましては、重要事項等説明書、各保険会社の自動車保険パンフレット、普通保険約款・特約条項などをご覧ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについては、各保険会社の募集文書またはホームページ等の個人情報に関する取扱内容について同意のうえご加入ください。また、別紙の保険料見積依頼書に記載の個人情報をもとに、お客さまのニーズにあった自動車保険プランをご提案させていただきます。適切でわかりやすい資料にてご提案させていただくために、各保険会社が損害保険代理店委託契約を締結している指定代理店に同個人情報提出することにご同意のうえ、保険料見積依頼書にご記入ください。

- 自動車保険のご契約にあたり、契約申込書に加え、書面等でお客さまのニーズに合った内容かどうかを確認させていただきます。お客さまにはこの「新しい確認手続」に際し、お時間をいただくこととなりますが、ご協力をお願いします。(確認手続は保険会社により異なります。詳しくは各保険会社までお問い合わせください。)
- このパンフレットでは、新たに団体扱自動車保険契約を締結する際の手続等について記載しています。2年度目以降の契約については、各保険会社の指定する取扱代理店から満期のご案内を行い、契約手続等を行います。
- 団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。

契約成立後の手続について

(※)指定代理店・・・裁判所共済組合団体扱自動車保険を取り扱うことができる損害保険代理店を指します。

Q 1 団体扱割引30%ってどのくらいお得ですか？

A 1 例えば、以下のように18等級（事故有係数適用期間0年）（56%割引）でトヨタ：プリウスの場合、一般契約に比べ1年間の合計保険料が約33%割安です。

18等級（事故有係数適用期間0年）（56%割引）の場合

トヨタ：プリウスのケース

- ・用途車種／自家用普通乗用車（車両9・対人9・対物6・傷害10）
- ・型式／ZVW51
- ・初度登録年月／2022年12月
- ・年齢条件／35歳以上補償（記名被保険者年齢45歳）
- ・使用目的／日常・レジャー
- ・割引／ゴールド免許割引
- ・保険期間／2024年1月4日～2025年1月4日

<補償範囲>

- ・対人賠償責任保険金額／無制限
- ・対物賠償責任保険金額／無制限（自己負担額0円）
- ・人身傷害保険金額／5,000万円（搭乗中のみ）
- ・車両保険金額／220万円（自己負担額0円）、一般条件（フルカバー）
- ・対物全損時修理差額費用特約付帯
- ・入院定額給付金対象外特約付帯

現在、一般契約の年一括払で加入している方
年間 **75,060円** が

団体扱契約（年一括払）なら

年間 **49,920円**

約**33.5%**
割引!

25,140円お得!

現在、一般契約の月払で加入している方
月々 **6,560円**（年間78,720円）が

団体扱契約（月払）なら

月々 **4,390円**
（年間52,680円）

約**33.4%**
割安!

年間 26,040円お得!



**団体扱自動車保険を利用すれば、
現在の支払方法を変えずに約33.5%※¹お得です！**

※1 保険会社によっては計算式が異なります。

※上記保険料例はいずれも損保ジャパンの個人用自動車保険「THE クルマの保険」2024年1月4日保険始期時点の場合です。

※保険料は本制度のメリットを表した例であり、ご加入いただく保険会社によって、お支払いいただく保険料は異なります。

Q 2 私以外に、妻と息子も車を持っています。家族名義の車も加入できますか？

A 2 加入できます。同居のご家庭で複数のお車を所有している場合でも本制度をご利用いただけます。

※詳細は、各種手続きの流れ②「ご加入の要件について」をご覧ください。

Q 3 現在加入している自動車保険（共済）のノンフリート等級を引き継ぐことができますか？

A 3 できます。現在ご加入中の自動車保険で適用されているノンフリート等級による割増引はそのまま継承され、さらに本制度ならではの団体扱割引30%が適用されます。JA共済など※からも継承することができます。

※一部等級が継承できない共済がございます。詳しくは、引受保険会社までお問い合わせください。

Q 4 切り替え手続きなどが面倒ではありませんか？

A 4 本制度をご利用いただくためには、裁判所共済組合専用の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」をご提出いただく必要がありますが、保険料引落口座は、一度登録していただければ、転勤などがあっても手続きは必要ありません。

※引落口座を変更する場合、加入する保険会社を変更する場合には、新たに登録手続きが必要になります。詳しくは各種手続きの流れ③「口座振替制度についての注意点」をご覧ください。

ノンフリート等級による割増引そのまま、団体扱割引でさらにお得な団体扱自動車保険

割安 団体扱割引30%適用で保険料はお得です!

2024年6月1日～2025年5月31日までの保険始期契約について団体扱割引30%が適用されます。団体扱割増引率は、裁判所共済組合理賠保険の「ご契約台数」「損害率」に応じて毎年6月1日に見直され変動することがあります(団体扱割増引の名称は、引受保険会社によって異なる場合があります。)

便利 保険料の支払方法は、月払、年払から選択できます。

保険料支払方法は、年払、月払から選択できます。一般契約でのそれぞれの支払方法に比べて、最大で33.5%保険料がお得になります。

団体扱自動車保険を利用すると団体扱割引30%に加えて、次のメリットがあります。保険会社によっては計算式が異なります。

- ・月払の場合……一般契約にかかる分割割増5%もかかりません。
- ・年払の場合……一般契約に比べて一括払割引5%が新たに適用されます。(団体扱年一括払による割引)

安心 現在ご加入のノンフリート等級による割増引もそのまま継承!

現在ご加入中の自動車保険で進んでいるノンフリート等級はそのまま継承でき、さらに団体扱割引30%が適用されます。もちろん、JA共済等※からも継承できます。

※一部等級が継承できない共済がございます。詳しくは引受保険会社までお問い合わせください。

お得 ご家族のマイカーもご加入OK!

組合員本人だけでなく、配偶者、同居のご家族、別居の扶養親族の所有・使用する自動車も、契約者を組合員本人とすることで、団体扱契約としてご加入いただけます。

※②「ご加入の要件について」をご確認ください。

保険料算出の仕組み (団体扱割引30%の場合)

- 現在、一般契約に「**年一括払**」で加入している場合

$$\text{基本保険料} \times \text{割増割引等} = \text{年間保険料}$$

- 本制度の「**年一括払**」であれば…

$$\text{基本保険料} \times \text{割増割引等} \times \text{団体扱割引}(1 - 0.3) \times \text{一括払係数}(0.95) = \text{年間保険料}$$

※団体扱の年払であれば、団体扱割引30%に加えてさらに5%割引(一括払係数)が適用になります!

- 現在、一般契約に「**月払**」で加入している場合

$$\text{基本保険料} \times \text{割増割引等} \times \text{分割割増}(1.05) \times \frac{1}{12} = \text{1回分保険料}$$

- 本制度の「**月払**」であれば…

$$\text{基本保険料} \times \text{割増割引等} \times \text{分割割増なし} \times \text{団体扱割引}(1 - 0.3) \times \frac{1}{12} = \text{1回分保険料}$$

※団体扱の月払であれば、一般契約のような分割割増5%がかかりません!

上記は概要の説明です。保険会社によっては計算式が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

引受保険会社連絡先



損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課
東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-5408
<https://www.sompo-japan.co.jp/>

〈お見積り・お問い合わせ〉

損保ジャパンカスタマーセンター

お電話 0120-231-333

平日 9:00～20:00 / 土曜日 9:00～17:00

※日曜・祝日・年末年始は休業です。

FAX 0120-535-752 24時間受付

インターネット



SJ24-01914(2024/05/16)

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

公務第一部営業第一課
東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL.0570-000-639
<https://www.ms-ins.com>

「取扱代理店」〈お見積り・お問い合わせ〉

MS&AD MSK保険センター株式会社 コンタクトセンター

千代田区神田駿河台3丁目11-1 三井住友海上駿河台新館8F

お電話 03-3259-7928 平日9:00～17:00

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業です。

※お電話の際は「裁判所団体扱自動車保険」に

ついてのお問合せであることをお伝えください。

メール courts@mskhoken.co.jp 24時間受付

FAX 03-3259-7917 24時間受付

WEBから
お見積りも依頼



東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)公務第一部公務第二課
東京都千代田区三番町6-4 TEL.03-3515-4124
www.tokiomarine-nichido.co.jp

〈お見積り・お問い合わせ〉

お電話 0120-037-097 (受付番号 Z880 東京海上日動アシストセンター)

平日 10:00～18:00 / 土日祝 10:00～18:00

※年末年始は休業です。

FAX 0120-551-801 24時間受付

2024年5月作成 24TX-000585

「引受保険会社」

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

公務部営業第一課
東京都中央区日本橋3-5-19 TEL.03-6734-9611 <http://www.aioinissaydowa.co.jp/>
「取扱代理店」〈お見積り・お問い合わせ〉

MS&AD あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社

神奈川県横浜市中区本町 5-48 あいおいニッセイ同和損保横浜ビル 2F

お電話 0120-544-101 (受付番号 J5L6)

平日 9:30～17:30

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業です。

※お電話の際は最初に受付番号をお伝えください。

FAX 045-212-4347 24時間受付

2024年2月承認 B23-201953

※次の場合はFAXではなく、お電話で見積依頼してください。・現在ご加入の保険期間中に、保険会社に報告した事故がある場合・満期日または加入希望日まで2週間以内の場合
※FAXをご利用の場合／別紙見積依頼書に必要事項をご記入のうえ、現在ご加入の「保険証券」と「車検証」とともにFAXしてください。

※個人情報についての取扱い、各引受保険会社の公式ウェブサイトをご覧ください。